

土砂災害防止に関する絵画・作文の募集について

国土交通省では、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から人命、財産を守るため、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害防止に関する国民の皆様の理解と関心を深めるため種々の行事を行っております。

この絵画・作文の募集は、土砂災害防止月間の行事の一環として、次代を担う小・中学生の皆さんに、土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めていただくために実施するものです。

1 募集対象

絵画、作文の部ともに全国小・中学校生徒

2 課 題

(1) 絵画の部（小学生の部、中学生の部）

(イ) 作品の種類（絵画・版画・貼絵・ポスターなど）やサイズ、表現方法（絵の具、パス、版形式など）は自由とする。

(ロ) 題材は土砂災害及びその防止対策に関するもの。

例えば、

- ・土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害の体験やようす。
- ・土砂災害の恐ろしさを訴えるもの。
- ・砂防堰堤・がけ崩れ防止施設などの土砂災害防止施設及びそれらを造っているようす。
- ・土砂災害防止施設が役立っていることが理解できるもの。
- ・防災訓練、避難などの体験やようす。 など。

※ 作品の裏面に画題、応募者の学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。

(2) 作文の部（小学生の部、中学生の部）

(イ) 400字詰め原稿用紙で、

- ・小学校低学年（1～3年生）は2枚～3枚（800～1,200字）
- ・小学校高学年（4～6年生）は3枚～4枚（1,200～1,600字）
- ・中学生は4枚～5枚（1,600～2,000字）

また、作文冒頭に、表題、応募者の学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。

(ロ) 題材は土砂災害及びその防止対策に関するもの。

例えば、

- ・自分が体験した土砂災害について思ったこと。
- ・砂防堰堤などの土砂災害を防止する施設を見学して思ったこと。
- ・防災訓練などに参加して思ったこと。
- ・学校の勉強や日常の生活を通して、土砂災害の防止について思ったこと。
- ・テレビやラジオで土砂災害のニュースを見て思ったこと。
- ・おじいさんやおばあさんなど年上の方から土砂災害の話聞いて思ったこと。
- ・土砂災害から自分や家族の身を守ること（自助）、地域の人たちと助け合うこと（共助）の大切さについて思ったこと。 など。

3 募集期間

令和4年6月1日～令和4年9月15日

4 送り先

小学校、中学校の所在する都道府県庁の土木所管部局砂防主管課内「土砂災害防止に関する絵画・作文」担当あてとします。(別記2参照)

5 審査

(1) 地方審査(都道府県)

令和4年9月16日～令和4年10月31日

各都道府県において中央審査の対象となる優秀作品を応募数等に応じて各部門各1点～3点程度を選定する。

(2) 中央審査(国土交通省)

令和4年11月1日～令和5年1月末

各都道府県から推薦のあった優秀作品の中から審査委員会によって入賞作品を選定する。

6 発表

入賞作品については、各賞とも令和5年2月中に各都道府県を通じ、所属小・中学校に通知します。

7 表彰

各部門の受賞者の表彰は、国土交通省又は各都道府県において行います。

8 表彰の種類

各部門とも、原則以下のとおりです。

最優秀賞 1点

優秀賞 15点以内

9 入賞作品の活用

土砂災害防止月間ポスターのデザイン等に使用する場合があるなど、土砂災害防止に関する啓発活動に活用する。

また、最優秀作品・優秀作品等については、パネル展などの各種イベントでの展示やWebサイト・広報誌への掲載等、幅広く活用する。

なお、昨年度の入賞作品については国土交通省砂防部Webサイトに掲載している。

[国土交通省砂防部WebサイトURL]

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_tk_000056.html

10 その他

- (1) 応募作品は、未発表のオリジナルのものに限ります。
- (2) 応募作品については、原則として返還いたしません。
- (3) 応募作品の使用・著作権は、国土交通省・都道府県に帰属します。
- (4) 応募者に関する個人情報、応募作品の審査に関する確認、審査結果連絡、審査結果発表の目的以外には使用しません。

提出先一覧(土木事務所) ※作品を提出の際は、以下の提出先へご提出願います。

所屬	課	住所	TEL	管内市町村
岐阜土木事務所	施設管理課	T 500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館	TEL 058-214-9603 FAX 058-278-0052	岐阜市、各務原市、山県市、本巣市、羽島市、瑞穂市、岐南町、笠松町、北方町
大垣土木事務所	施設管理課	T 503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	TEL 0584-73-1111 FAX 0584-82-4960	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐土木事務所	施設管理課	T 501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎	TEL 0585-23-1111 FAX 0585-23-1105	揖斐川町、大野町、池田町
美濃土木事務所	施設管理課	T 501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎	TEL 0575-33-4011 FAX 0575-33-4901	関市、美濃市
郡上土木事務所	施設管理課	T 501-4292 郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎	TEL 0575-67-1111 FAX 0575-65-4966	郡上市
可茂土木事務所	施設管理課	T 505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎	TEL 0574-25-3111 FAX 0574-25-0355	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
多治見土木事務所	施設管理課	T 507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	TEL 0572-23-1111 FAX 0572-25-7224	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那土木事務所	施設管理課	T 509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎	TEL 0573-26-1111 FAX 0573-26-0417	中津川市、恵那市
下呂土木事務所	施設管理課	T 509-2592 下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎	TEL 0576-52-3111 FAX 0576-52-1948	下呂市
高山土木事務所	施設管理課	T 506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	TEL 0577-33-1111 FAX 0577-33-1086	高山市(旧国府町、旧上宝村を除く)、白川村
古川土木事務所	施設管理課	T 509-4263 飛騨市古川町上野617-1	TEL 0577-73-2911 FAX 0577-73-3346	飛騨市、高山市(旧国府町、旧上宝村)